

令和2年3月1日

令和元年（ワ）第900号損害賠償請求事件

原告 津崎 尚道 外

被告 神原 元

準備書面 1

横浜地方裁判所川崎支部民事部合議 A 係御中

原告ら代理人

弁護士 江 頭 節 子

本書面の概観

- 第1 共同不法行為の成立 p1
- 第2 因果関係 p6
- 第3 被侵害利益（私人による表現の自由の侵害） p9
- 第4 ヘイトスピーチ論（違法性、損害） p11
- 第5 「正義」の確信犯の違法性、損害 p30
- 第6 答弁書23～37頁への認否反論 p33
- 第7 答弁書37～47頁への反論 p37

はじめに請求原因に沿って原告の主張を第1から第5で述べ（途中に一部答弁書への反論を兼ねる）、答弁書への認否反論を第6に回す。認否を後回しにするのは、基本的に事実関係にほとんど争いが無いからである。

第1 共同不法行為の成立について

被告は共同不法行為の成立を争うので、原告の主張を補充する。

1、共謀（主観的関連共同性）について

（1）一般論

本件は、被告が集団による威力業務妨害の実行行為の一部を行っている事案であり、共謀だけで実行行為が無い者の責任を問うている事案ではない。

したがって、共謀として、事前の協議のような行為は要件として必要ない。現地で、本件デモを妨害する意思を有する他の多数のカウンターと同様、被告も本件デモを妨害する意思を有していれば、本件デモを妨害するという共通の意思がある。それを、現地で各自が客観的な妨害行為によって表示している以上、互いに他のカウンターが有するデモ妨害に向けた意思を認識しているのであるから、デモ妨害に向けた共同の意思が形成されていることになる。これが現地における共謀、ないし、主観的関連共同性である。

(2) あてはめ

被告は本件デモの現場に赴く時に、既に、数百名から成るカウンターが本件デモを妨害する活動を行うことを予測していた。なぜなら、被告はそもそも2013年からカウンターによる妨害を直接見て知っているし(甲38)、2016年1月31日の桜本で計画されたデモ(第二弾デモ)がカウンターの妨害によりコース変更を余儀なくされたことも、知っていたからである(そのことを報じた甲10の神奈川新聞の記事を、被告はデモ禁止仮処分申立て事件の疎明資料「甲第9号証」として提出している。甲17の証拠説明書、甲63参照)。被告が本件現場に到着したところ、案の定、数百名から成るカウンターが本件デモを妨害する活動を行っているのを現認した。その上で被告自身も後述のデモ妨害行為に加わった。どんなに遅くともその時に、共謀ないし主観的関連共同性が成立した。

(3) 「反差別」仲間

本件デモ現場には、カウンターの中に被告の「反差別」仲間がたくさんいた。被告は、当日誰と打ち合わせすることもなく現場に赴いたと主張しているが、カウンターの多くは常連であり、現場に行けば必ず誰かいて、妨害行為を行うに決まっているという状態であるから、打ち合わせなど要らないだけである。

被告は、他の車道上の人々と会話を交わしている(たとえば甲1の17分38秒から18分00分まで)。

現場には、有田芳生参議院議員がいて、自らシットインに加わっていた。乙2判決の事件の被告は有田議員である。被告はその代理人弁護士である。

現場には、神奈川新聞で川崎デモを毎回「ヘイトデモ」と書き立てた石橋学記者もいた。神奈川新聞は、それら記事をまとめて「ヘイトデモをとめた

街「川崎・桜本の人びと」という本を出した（甲４２）。タイトルからして、デモを中止させることを全面的に肯定していることは明らかである。

現場には、〇〇〇〇氏も来ていた。被告は、仮処分事件の顛末を見守るべく現地に情報収集しに来た旨を主張しているところ、まさにその仮処分事件の債権者「社会福祉法人青丘社」の職員で、「疎明資料甲８」の陳述書（甲６２）を書いた女性が〇〇〇〇氏である（甲１７）。〇〇〇〇氏は、第二弾デモの動画（甲３０）でも長男と一緒に巨大な横断幕を掲げてカウンターをしている（甲３１の２の１頁参照）。〇〇〇〇氏は本件デモに先立つ同年３月１６日、川崎デモでヘイトスピーチ被害を受けたとして法務局に人権侵犯事件（乙３５）の申立てを行い、甲６２の陳述書を提出した女性でもある。〇〇〇〇氏は、同月２２日、参院法務委員会で、川崎デモはヘイトデモであるとして法規制を訴える意見陳述した女性でもある（乙２４の１ないし５）。〇〇〇〇氏は、川崎市役所や警察署へ行き、本件デモのために市の公園と道路の使用許可を出さないよう要請した女性でもある（乙３１の１、３１の２）。〇〇〇〇氏は、本件デモの現場にただ来たのみならず、デモをやめることを求める手紙を持参し、デモ主催者の原告１に手渡した（乙５０）。手紙を手渡せた時に、被告はカウンターの人々と一緒に拍手をした（被告自身が認めている）。つまり被告は、手紙の中身が「差別デモ」をやめることを求める内容（乙３３とほぼ同じ内容）であることを、予め知っていたということである。（内容のわからない手紙を渡しても、拍手すべきかどうかわからないから）。〇〇〇〇氏は、本件デモが中止になった直後、中原公園で集会を行い、「絶望が希望で上書きされました」とデモの中止を喜ぶスピーチを行った（乙３２の３、甲４８の４頁）。

このように、現地には被告とともに「ヘイトデモ」が行われないよう活動してきた活動家がたくさんいたのである。したがって、被告はこれら活動家とともに、本件デモが正常に実施されないこと（＝本件デモを妨害すること）を企図する共同の意思を形成していたものである。

２、客観的な妨害行為

（１）一般論

もちろん原告も、内心でデモ中止を祈っているだけの者を共同不法行為者だと主張するわけではない。近代法の客観主義の原則により、客観的にデモ妨害に向けた行為を行っている者について、共同不法行為者であると主張するものである。

デモを妨害する行為とは、デモの正常な実施を妨げる一切の行為である。正常な実施を妨げるとは、デモ隊のスピーチ音声を騒音でかき消したり、あわよくばデモ自体を中止させるに至らせる行為である。典型的な具体例を次に挙げる。

(2) 具体例

ア 音声妨害

大声を上げたり、拡声器を用いて声を上げたり、機器を用いてサイレン音等を発すること等により、デモ隊の主張を沿道に聞こえなくさせる行為である。デモ隊の音声を聞こえなくさせる音量に問題があるのであるから、内容が「共に生きよう」のような穏当なものであっても、妨害行為に当たる。但し、デモ隊が主張を唱える合間の、言葉の切れ目のタイミングで、デモ隊の言葉をさえぎらないように抗議の声を上げるだけならば、違法なデモ妨害とまでは言えないであろう（多数人で行えば公安条例違反であるが、デモ隊に対する不法行為とはならないであろう）。

尚、音声妨害の視覚版として、デモ隊のプラカードが沿道から見えなように沿道で大きなプラカードや横断幕を高く掲揚する行為も考えられるが、一般的ではないので除いておく。

カウンターが、「通常」音声妨害を行っているとは自白している証拠を提出する（甲 53。C.R.A.C が選挙演説の妨害を呼びかける告知文）。

イ 中止要求

「デモ中止」「帰れ」等と発声したり、その旨のプラカードを掲げたりして、デモの中止を要求する行為である。権利の行使を妨げ、義務無き事を行わせる行為であるから、たとえ音量が小さくても妨害行為に当たる。「デモに反対」「デモに抗議」という文言であれば意見表明の範囲で許容されよう。

ウ 侮辱脅迫

デモ参加者の人格を否定するような言動（「クズ」「ゴミ」「存在が違法」「川崎から出て行け」「二度と来るな」と言ったり中指を突き立てる等）で侮辱したり、粗野乱暴な言動（「オラァ」「死ね」等）で威嚇する行為である。

エ 有形力行使

デモ参加者の身体に向けて有形力を行使する行為である。身体に「向けて」であるから、他のカウンターが前にいて直接デモ参加者に触れられな

くても成立し得る。

過去には、カウンター勢力による暴行が多発していた（甲 6 7）。火炎瓶による殺傷計画もあり（Kino 某が（手塚某に）火炎瓶の作製を命令し、手塚某が「指示があればいつでも差別デモに火炎瓶を投げられるよう」勉強していたという（甲 6 4、6 5）。この手塚某は、在特会のデモに自転車で突っ込んだ暴行罪でも逮捕されている（甲 6 6）。

オ 進路妨害

デモの進路を塞いでデモの正常な通行を妨げる行為である。シットインはその最たる行為であるが、座っているか立っているかは関係ない。デモは車道を進行しなければならない。デモ参加者ではない歩行者が車道上にとどまっていることは禁止されている。したがって、デモの進路たる車道上にとどまっている者は、進路妨害をしている者である。例外的にこれに当たらないのは、警備目的の警察官くらいであろう。

（3）

上記のデモ妨害行為のうち一部は、仮にただ 1 名、あるいは極少数の者によって行われた場合には（たとえば「レイシスト帰れ！」「ヘイトデモ中止！」と書いたプラカードを持って歩道上に静かにたたずむ行為）、まだ表現の自由として許容されるかも知れない。しかし、そのようなプラカードを掲揚することで、他の者にデモ妨害の意思を生ぜしめたり、その意思を強めることが出来るのであるから、実際にそのようなデモ妨害者が現れても尚執拗にプラカード掲揚を続けた場合には、やはり共同不法行為性は肯定されよう。

（4）あてはめ～被告の行為

本件で、被告は少なくとも進路妨害を行ったものである。被告が長い間車道上にとどまっていたことは被告自身が認めている。仮にシットインをやめさせる目的でシットインをしているカウンターに話しかけるために車道上に出たのであれば、正当行為と見る可能性がないわけではないが（警察がいるから私人がそれをする必要は無い）、被告はそのような行為をしていない。したがって、正当行為と見る余地は全くなく、被告は客観的なデモ妨害行為に加わったものである。

特に、被告は「レイシストをしばき隊」（現 C.R.A.C）の最初期メンバーであり（甲 3 8 の 4 2 頁）、2 0 1 3 年 2 月から 6 月までの東京の新大久保でのカウンター行動（妨害含む）に関与し、そのことを著書に著し（甲 3 8）、シ

ットインを「勇気ある行動」「私の胸を打つ」と称賛し（甲３８の３５頁）、民主主義を前進させる「非暴力・直接」「市民的不服従」「合法性は高い」と全面的に擁護した（甲３８の４０～４１頁）。いわば、日本のットイン擁護の最右翼弁護士である。

その被告が、ットインをするカウンターのすぐ傍ら（歩道側でなくセンターライン側）の車道上に長く佇立していたのであるから、立っていようが座っていようが関係なく、被告も進路妨害に加担し、本件デモを妨害したものである。

第２ 因果関係

１ はじめに

被告は、本件デモは原告１が自らの意思で中止したものであり、被告の単独の行為は原告１の中止の決断に何ら影響を与えていないから、被告の行為と本件デモの中止との間に因果関係がないと主張し、同じデモの判決例（乙２）を指摘するが、争う。

２ 東京地裁平成２９年３月１日判決（乙２）について

乙２の事件は本件デモ参加者が本件デモでットインをしていた有田芳生参院議員を提訴した事件であるところ、乙２事件原告は、本人訴訟で訴訟を追行していたため、必ずしも十分な攻撃防御ができておらず、共同不法行為の主張を全くしていない。その結果、単独不法行為とデモ中止との間に因果関係がないと認定されたものである。これと異なり本件は、共同不法行為を主張しているのであるから、乙２事件は全く参考にならない。

３ 威力業務妨害の「結果」とは

本件は共同不法行為の事件であるから、共同不法行為者全員の行為を一体として、これと本件デモが妨害されたという結果との間に因果関係があればよい。

川崎デモは過去１２回も、単に「行動保守カレンダー」（乙６）上で告知をしたというだけでの理由でカウンターから「ヘイトデモ」認定を受け、毎回カウンターの威力業務妨害に遭い、演説をかき消される、中止を強要される、人格を否定するような侮辱や脅迫を受ける、予定コースに進行できず進路の変更を余儀なくされる等の被害を受けてきた。警察の懸命の警備によって、辛うじてデモ自体は実施できていたというだけであって、被害は発生してい

たのである。決して本件デモが初の威力業務妨害の被害事件というわけではない。本件デモは単に、被害結果がデモ自体の中止という最も重大な事態にまで至ったというだけである。

本件訴訟では、主張立証の簡便さのために、中止という結果についてだけ請求原因としているが、中止がなければ被害結果も無いかのような前提に立つことの無いよう注意を促したい。

4 「中止」ではなく不可能になったこと

被告は、原告1が自らの意思で本件デモを中止したと主張するが、否認する。自らの意思で中止したと言えるためには、中止することもできるし中止しないこともできるという選択の余地があることが前提である。しかし、甲1ないし3の動画から明らかなおり、本件デモの実施は、**カウンター集団での激しい妨害により、不可能であったのである。**原告らには自力救済は禁止されているが、仮に禁止されていなくても、あの数百人のカウンター集団を原告らが排除することは不可能である。したがって、原告らが本件デモを実施するには、警察が実力でカウンターを排除するより他はなかったところ、警察がそれをしなかったために、本件デモの実施は不可能な状態がずっと続いていたのである。

警察がカウンターを排除しなかったのは、警察権力の違法な権限不行使であると考えられる。権限不行使の理由は、直前にヘイトスピーチ解消法が成立、施行され、立法や行政の権力者とマスコミが、あたかも警察が本件デモを抑止するべきであるかのようなメッセージを発したことが影響している（たとえば西田昌司参院議員、有田芳生参院議員、神奈川新聞、乙29、乙30）。そういう意味では、本件デモの中止は、カウンターの妨害と、警察の違法な権限不行使との共同不法行為と考えることもできる（もちろん警察はそうは認めず、弁解として「興奮したカウンターとデモ隊とが衝突して死傷者が出る最悪の事態が予測されたため、デモ中止を主催者に提案した」などと言うであろうが）。

いずれにしても、警察の権限不行使があったからと言って、デモ中止の原因がカウンターに帰せられなくなるわけではない。**カウンターが集団で妨害したからデモが不可能になったのである。**京都朝鮮学校事件でも、警察は臨場したが在特会会員らの威力業務妨害行為（後に刑事事件で有罪確定）を制止しなかった。だからといって朝鮮学校の被害は警察によって生じたもので、在特会会員らの責任ではない、ということにならないのと同じである。本件

デモにおいても、警察の権限不行使があったにせよ、デモの実施が不可能になったのは当然、カウンター威力業務妨害行為に帰責されるものである。

実施が不可能な状態において、自らの意思で中止ということを観念することは出来ない。そもそも実施が不可能な状態に至った時点で、威力業務妨害の甚大な被害が発生している。原告1はそれでも警察官に働きかけて、カウンターを排除して実施を可能にするよう要請したが、警察が取り合わなかったため、それ以上警察に働きかけることを諦めたに過ぎない。この過程のどこにも、原告1が自らの意思で中止したと言う契機を見出すことは出来ない。

5 黒い野球帽の男性 A について

被告は、黒い野球帽を被った男性（男性 A）が原告1に対し「帰れ、この野郎」「ゴミが」「なんだ、この野郎」「ど阿呆」「帰れ帰れ」「お前、年幾つだ」等と激しい憎悪表現を浴びせた後、男性 A が警察官からメガホンを奪って「デモは中止になりました」と叫び、その後、原告1と男性 A とが言葉を交わし、原告1が中止を決断したと主張し、あたかも男性 A の行動が原因で原告1が中止を決断したかのように主張するが、否認する。

もし本件デモを襲ったカウンターが男性 A 一人であったならば、あれだけの人数の警察がいたのであるから、何の問題も無く男性 A は排除され、本件デモの実施が不可能になることはなかった。したがって、男性 A のせいで本件デモが不可能になったものではない。

そもそも、男性 A が、数百人のカウンターの後ろ盾なくして、デモ隊に闖入してきたかどうか大いに疑問である。数百人のカウンターの共同不法行為があったからこそ、男性 A は心理的に支えられ、威力業務妨害と公務執行妨害（警察のメガホンを奪った行為）に及んだものであろう。

したがって、男性 A の行為によって本件デモが中止に至ったとの主張は誤りである。

実際、原告1が、デモ隊の排除を警察に要請するのを断念したのは、男性 A の言動によるものではない。警察にいくら要請してもおれんに腕押しで取り合ってもらえなかったからである。

6 人垣

被告は、「デモが移動を始めた時点（甲2の33分48秒）後、デモ中止が決断された時点（同39分43秒）までの間に行われた」、デモ参加者を取り囲んだり押したり羽交い締めにしたたり、デモ進路の車道を占拠する行為は、

デモ中止に因果関係を持つ可能性があるとし、「この人垣の中にいる人々の行為全部が不法行為に該当すると仮定しても、被告は人垣から離れて歩いていた（甲１の３５分４秒頃）から不法行為に該当しないし、客観的関連共同性もないと主張する（答弁書２０頁ウ）。

しかし、被告が摘示する甲１の３５分４秒頃からの状況を、裁判官には必ず見ていただきたいが、カウンターの大群がデモ隊に押し寄せて、極めて危険な状況である。群衆事故（明石の花火大会のような）が起きても全く不思議ではない。原告１と２は、無事に帰れるかわからないと心底思ったし、原告３と４は、このような状況を恐れてデモ隊列に加わる前に引き返したのである。

このような危険な状態になったのは、従前であれば警察が早い段階でカウンターを実力で排除していたのに、この日はそれをしなかったから、カウンターが「今日は警察がカウンターを排除しないぞ」と思い、どんどん増長し、勢いを得たからである。そして、デモ隊に最接近した「人垣」の人々が、そのような行為に及び得たのは、「人垣」の背後にも幾重にもカウンターが控えていて、その数百人のカウンターにより支持されていると思っていたからである。もし、最接近した「人垣」の人々だけであつたら、警察が容易に排除することができたし、そもそも「人垣」の人々があそこまで最接近することも無かつたであろう。

したがって、被告が最接近した「人垣」に加わっていたかどうかは関係ない。被告は本件デモが正常に実施されてはならないと考えて、数百人のカウンターから成る一団を形成したのである。その数百人のカウンターと中止との間に因果関係がある以上、被告は共同不法行為責任を負う。

第３ 被侵害利益（私人による表現の自由の侵害）について

被告は、「表現の自由が私人間で侵害され、民法上不法行為となるとの先例はないと思われる」「強いていえば、許可を受けた車道を通過する利益（人格権）が侵害されたとの構成があり得る」などと述べるが、否認し争う。

憲法上の人権は私人間においても民法等の法令の解釈において考慮されることは、被告も当然争わないであろう。また、たとえば朝日新聞阪神支局が銃撃され２名が死傷した事件は、犯人が捕まっていないだけで、民法上不法行為が成立し、私人による表現の自由の侵害と評価されることにも争いは無いであろう。

表現の自由が私人間で侵害され不法行為とされた先例が見当たらないとす

れば、それは表現の自由が私人間では保護されないからではない。表現の自由を私人が侵害することが通常難しいからである。原稿を出版したいのであれば、出版社に断られたら自分で出版すればよい。ビラを配りたいのであれば、駅構内では駅の管理者に断られたら、市中で公安条例の届出をして配ればよい。表現する媒体や手段の提供者（私人）にも、媒体や手段を提供するかしないかの自由があるから、媒体や手段を私人が提供しなかったとしても、表現の自由を侵害したとは解釈されない。このため、先例を探すのが難しいのであろう。

しかし、媒体や手段の提供者がこれを提供しているのに、第三者が妨害した場合には、当然、表現の自由が私人間で侵害されることはある。本件デモが正にそれである。公安条例と道路交通法上の許可を取って適法に実施できるはずのデモを、実力で妨害して不能に至らしめているから、私人間で表現の自由が侵害されたことになる。

同様の事例としては、2018（平成30）年12月に、慰安婦を扱った映画「沈黙～立ち上がる慰安婦」の上映に反対する右翼団体が、**会場周辺で妨害宣伝をしたり、会場入り口付近で寝転んだり、「上映を中止しろ」と30分にわたり罵声を浴びせたりした**事件がある。**被告を始めとする弁護士140人が、こうした妨害は憲法で保障された表現の自由を踏みにじるものとして**（乙68）、映画主催者の代理人となって妨害禁止の仮処分を申立て、同月6日、仮処分決定が出された。映画主催者は「**表現する自由を暴力で押しつぶすことは許されない**」とコメントし、**被告は、「民主主義社会の根幹を揺るがす無法者の行為を、厳しく断罪するもの」「正義は勝つ！！」と評価している**（甲57、68）。

したがって、本件デモの妨害に関しても、被侵害利益は単に「車道を通ずる利益（人格権）」などではない。（慰安婦の映画上映の利益が、単にスクリーンを利用する利益にとどまらないのと同じである。）**原告らは、カウンターの妨害は、憲法で保障された表現の自由を踏みにじるものであり、表現の自由を暴力で押しつぶすことは許されないと主張し、民主主義社会の根幹を揺るがす無法者の行為を、厳しく断罪することを裁判所に求めて、本件を提訴しているものである。**

第4 ヘイトスピーチ論（違法性と損害の程度を高める事由）

1 はじめに

訴状で「第7 『ヘイトスピーチ』（予想される被告の反論）について」（11～16頁）を述べたところ、被告はヘイトスピーチは関連事情であって本件訴訟の争点としないと答弁した。

原告としては、ヘイトスピーチ如何は、被告の違法性の強さとそれによる原告らの損害の大きさを基礎付けるものとして、積極的に主張するものである。本件はただの威力業務妨害に留まらず、ヘイトスピーチに当たらないものをヘイトスピーチであるとして言論弾圧したところに違法性の強さがあり損害の大きさがあるのである。

訴状第7に記載したことは繰り返さないが、答弁書への反論も兼ねて原告の主張を補充する。

2 カウンターによる言論弾圧の歴史、構造、本質

（1）ヘイトスピーチの出現と収束、入れ替わりの言論弾圧の経緯

入管特例法の廃止を訴える在特会が、結成からの数年間、デモ中やデモ後に在日朝鮮人に向けて「殺せ」「ゴキブリ」等の憎悪表現を多用したため、デモ現場でのカウンター活動が盛んになり、ヘイトスピーチを強く非難する世論が形成された。これにより2013年以降、行動保守は、自らの政治的意見を訴えるデモにおいて、憎悪表現を避けるようになった。川崎デモの第1回はその2013年である。

しかし、在日朝鮮人のうち日本の国益を損なう活動をしている者は、入管特例法を廃止して国外に退去させるべきだという政治的主張が気に入らないカウンター勢力（神奈川新聞社含む）は、「在日朝鮮人の排斥を訴える差別デモ」であるという虚偽を捏造し拡散して、糾弾、バッシング、妨害を繰り返した。

カウンターは、行動保守カレンダー（乙6）に告知を出すデモを一律に「ヘイトデモ」認定し、妨害行為に及び、憎悪表現を多用した。暴力を辞さないカウンターもあり、逮捕されたり有罪判決を繰り返し受けた者もいた（甲64～67）。

毎回違法な妨害を受け続けたデモ側が、デモを妨害する無法者は入管特例法を廃止して一人残らず日本から追い出してやる旨を発言すると、“一人残らず日本から追い出す”という部分だけが切り取られて、また、マイノリティ排斥を煽動する人種差別デモだと、虚偽の喧伝をされた。国会でも虚偽を喧

伝されてヘイトスピーチ解消法が成立した。虚偽を記載した陳述書が法務局に出され、神奈川新聞の虚報記事を疎明資料としてデモ禁止仮処分が出され、これらが既成事実となって川崎デモが「ヘイトデモ」であったことが歴史的事実のように扱われ、本件デモの公園使用不許可、本件デモの妨害による中止、法務局による人権侵犯勧告が出され、罰則付きの川崎市ヘイト禁止条例の制定と続き、この間ずっと、カウンターによる行動保守の活動への威力業務妨害は続いてきた。

(2) 「ヘイト」の濫用とダブルスタンダード

「ヘイト」の意味は広狭様々である。安倍晋三首相を「ヘイト首相」と呼ぶ人々が現にいる。単に保守派という程度の非常に広い意味で「ヘイト」と言っても、何らの法的効果も生じないなら、論評に留まる限り、自由であろう。自分が「ヘイトだ」と思えば「ヘイトだ」と言ってよいであろう。(行動保守側も反対派を「反日暴力極左」「売国奴」などとレッテルを貼っている)。

一方、罰則付きの条例で禁止されるヘイトスピーチは、効果が刑罰であるから、明確に定義付けられた最も狭い意味のそれである必要がある。ヘイトスピーチ解消法で「解消」すべきとされるヘイトスピーチも、同様である。

すなわち、自由に使ってよい「ヘイト」と、厳密に限定して使わなければならない「ヘイト」があるのである。

しかし被告を始めとするカウンターの人々は、「ヘイト」の用法を恣意的に混用し、「行動保守カレンダー」で告知するデモを全て「ヘイトだ」と論評し(論評だから自由。広い意味)、ヘイトスピーチは解消すべきだからと言って、川崎デモの妨害に及んだ。「解消」してよいのは、厳格に定義づけられた最も狭い意味のヘイトスピーチだけであるのに、それを無視して、自分たちが自分たちの基準でレッテルを貼った、実際には単なる保守派の言論を潰しにかかったのである。

そのカウンターの人々も行動保守にありとあらゆる暴言(憎悪表現)を浴びせるが、それについては、最も狭い意味の「ヘイト」の定義(本邦外出身者であることを理由とした差別)を持ち出して、自分たちの暴言は「ヘイト」ではないと言う。完全なダブルスタンダードである。

デモ側は社会的に指弾されてきたから憎悪表現に及ばないように自制しているが、カウンター側は自分たちが正義だと思い込んで増長し、ダブルスタンダードによる言論弾圧行為が野放しである。

「ヘイト」の濫用もダブルスタンダードによる言論弾圧も許されないにも

かわらず、被告は、カウンターが正義だと積極的に宣伝布教してきた人物である。正義の名のもとに悪を行うのが最も甚大な被害をもたらすことは、歴史が教えるとおりである。本件も、カウンターが正義だという宣伝布教がなければ、デモの中止という最も深刻な事態にまでは至らなかったであろう。

このように、狭義のヘイトスピーチに当たらないものを勝手にヘイト認定し、違法な妨害を正義の名で行ったから、本件カウンターは違法性が非常に強いのである。

(3) 民主主義の根幹を揺るがす違法行為

主権、安全保障、治安、国の名誉等の、国家的、社会的観点から政策を論じると、犯罪を犯した外国人は国外退去にすべきとか、有事には敵対国民となる外国人をどうすべきかという議論になり、ともすると人権保障の観点が見落とされがちになる。そうであるから、人権保障の観点からの批判は常にあつてしかるべきだが、だからといって個人の人権だけを強調し、誰もが生きやすい社会をとという主張は、しばしば主権、安全保障、治安等の観点が抜け落ち、国家、社会の利益を損ない、かえって人権保障が後退する恐れがある。

したがって、最適な政策を形成し選択するためには、様々な観点からの意見が自由に表明され、それらの長所、欠点を整理し、その調和を図る議論の過程が必要不可欠であり、そのような過程を持つのが民主主義である。そのためには、意見を言う自由、それに反対する自由が、例外なく保障されなければならない。

川崎デモは、カウンターは妨害するのではなく別途反対のデモをすればよいと、繰り返し訴えてきた。原告1は妨害カウンターに向けて「おまえ達もデモやりゃあいいじゃねえか、別のデモをよ。反対のデモを。」と言っている（甲31の1の2頁）。在特会の川井氏は「あなたたちのやっていることはね、正義だと信じるならね、警察行ってちゃんと許可取りなさい。公安委員会にちゃんと許可をもらいなさい。公園使用許可とか。」と訴えている（甲31の2の4頁）。この原告1や川井氏の発言は民主主義の原則を述べたもので100%正しい。この発言さえもカウンターは帰れ帰れと音声妨害で封じ込め、全然聞いていなかった。カウンターの行為が「反ヘイト」で正当化されないのは明らかである。

このように、カウンターの行為は、民主主義の根幹を揺るがすものである

から、その違法性は非常に強い。

3 川崎デモがヘイトデモではないこと その1

～デモの趣旨、政治的主張について～

(1) はじめに

なぜ川崎デモは「ヘイトデモ」ではないかを、あらためて詳述する。

尚、ここで「ヘイトスピーチ」というのは、表現の自由として保障されるかされないかの論点に関わるものであるから、当然、狭い意味のそれである。訴状と同様、ヘイトスピーチ解消法の定義によるとする。短く言えば、専ら出身国や民族という属性を理由として蔑視・排斥する不当な差別的言動である。

(2) 「在日」「朝鮮人」の意味

被告は、川崎デモが「在日」や「朝鮮人」に対する人種差別であるとかヘイトスピーチであるとか主張している。

人種差別の定義は広狭様々であるが、その本質は、個人を人種、民族、皮膚の色などのような、その持って生まれた属性を理由に差別的に取り扱うことである。ただし、人種差別撤廃条約1条2項は、国籍を理由とする異なる取扱いについては適用しないとしている。国際社会が主権国家から成る以上、国籍による区別は不可避だからである。

そこで、ある言動が人種差別か否かを判断するためには、「在日」「朝鮮人」という単語がどのような意味で用いられているかによって変わってくる。

単語には広狭様々な意味・用法があるから、どのような意味で用いられているかは、文脈により判断しなければならない。文脈とは、その単語の前後の言葉（文章）、その文章全体を投げかけている相手方とのやり取りの全体、場合によりそのやり取りが前提としている背景事情まで含む。

(3) 「在日」の意味

「在日」に対する激しい嫌悪、憎悪、排斥が語られる時、その「在日」が「朝鮮半島にルーツを持つ全ての実在する個人」という意味であるならば、その言論は確かに出自に着目した人種差別に該当するかも知れない。

しかし、言葉は多義的であり、広狭さまざまな意味に用いられる。人は言論表現をする上で、対象を一般化したり抽象化したり省略したり比喻を用いたり誇張したりと、さまざまなレトリックを用いる。「日本人は真面目で時間

をきちんと守る。」と言う場合、もちろん全ての日本人の個人がそうだというわけではなく、話者が抱く一般的な日本人像である。

では「在日」を攻撃する文脈で用いられる「在日」はどうか。ほとんどの場合、それは一部の「在日」の人々が主唱する政治思想ないしイデオロギー上の観念としての「在日」ないし「在日像」である。

政治思想ないしイデオロギー上の観念としての「在日」とは、たとえば在日コリアン弁護士協会（LAZAK）の設立趣意書（甲４０）の中で使われている「在日」である。曰く、

「日本国家は、在日コリアンが１９世紀後半から２０世紀前半にわたる日本の朝鮮半島に対する侵略と併合により日本における生活を余儀なくされた存在であるにもかかわらず、戦後もその責任を全うせず、むしろ一貫して、在日コリアンが固有の民族として矜持をもって日本社会で生きていくことを否定し、日本社会に同化させるかさも無くば排除するという政策を堅持してきた。このような同化・排除政策は、基本的には現在も踏襲されており、在日コリアンの尊厳は尊重されず、その多くは日本の政治過程から排除されたままである。かかる状況を放置する日本の政府、国会、裁判所の三権の責任は厳しく問われるべきである。」（甲４０）。

ここでいう「在日」は、設立趣意書の筆者が認識し解釈した「在日」像であるが、朝鮮半島にルーツを有する全ての実在する個人が同じ「在日」像を共有しているわけではない。設立趣意書の筆者が、朝鮮半島にルーツを有する全ての実在する個人にこの文章を読ませ、その同意を取り、その代表者としてこの文を発表したわけではない。したがって、ここでいう「在日」は、朝鮮半島にルーツを有する全ての実在する個人を指すのではなく、あくまでもこの筆者がこの政治的文章を書く上で観念的に把握した「在日像」である。

そして、多くの日本人の激しい反発を呼んでいるのは、そのような政治思想ないしイデオロギーであり、そこで観念された「在日像」である。

その政治思想ないしイデオロギーを端的に言えば、「在日」は、日本の帝国主義によって日本に居ることを余儀なくされた被害者であるから、日本に居ることは権利であり、被害者であるから加害者の日本に謝罪と反省と償いを求める権利があるという思想ないしイデオロギーである。

そこで用いられる「在日」という単語が、抽象的な集合名詞に過ぎず、朝鮮半島にルーツを有する全ての実在する個人を指すものでない以上、それに反対する対抗言論（川崎デモ）で用いる「在日」も、同じように、朝鮮半島にルーツを有する全ての実在する個人を指しているわけではない。したがっ

て、人種差別ではない。これを人種差別とすると、LAZAK が「在日」と一般化してその被害者性（＝日本の加害者性）を論じることは許されるが、それへの反論は人種差別だから許されないという、明らかに不当な結論になるからである。

川崎デモにおいて、「在日」批判と「反日」「左翼」「売国奴」批判とはセットで一体になっている。このことから、そこで言う「在日」批判が、政治思想ないしイデオロギー上の「在日像」に対する批判であることは明らかである。決して個々人の出自を問題にしているのではない。

（４） 「朝鮮人」の意味

「朝鮮人」という単語の意味は、狭い順に、北朝鮮の国民（北朝鮮のパスポート保有者）、北朝鮮の国民と韓国の国民の総称、朝鮮民族（たとえば中国東北部に住む、母語は朝鮮語だが北京語も解し国籍は中国である朝鮮族も含む）、朝鮮半島にルーツを有する人（たとえば早々に日本に帰化して日本人としてのアイデンティティを有している人とその子孫や、韓国から欧米に海外養子に出されコリアンコミュニティを形成することなく養子先の国民として生活している人々まで含み得る）などがある。

したがって、「朝鮮人」という言葉が何を指すかも、単語だけでは明らかにならず、文脈によって判断しなければならない。

川崎デモが訴えている政治的意見の趣旨から判断すれば、そこで使われる「朝鮮人」は、多くの場合、日本に住む韓国籍または朝鮮籍の外国人を指している。次項で川崎デモの趣旨を説明する。

（５） 川崎デモの趣旨・政治的主張

川崎デモの過去のコール文で提訴時に提出できなかったものを追加で提出する（甲 3 2 ～ 3 6。川崎デモは初回からカウンター側も動画で記録できたので、虚偽の原稿を証拠提出することはできない）。

コール文等で訴えてきた川崎デモの政治的主張は、以下のようなものである。（「ヘイトスピーチ」「排外主義」に関連するテーマに絞る）

記

国家は主権者である国民の意思により統治されるべきであり、それは国家の一部である地方公共団体（川崎市）も同じである。

韓国は、北朝鮮政府と朝鮮総聯を「反国家団体」と認定し、長年、朝鮮総聯の関係者の入国を許さず、また日本に滞在中に朝鮮総聯関係者と交流した

韓国人を、国家保安法違反で処罰してきた（甲 69）。これは韓国が、主権護持と国家安全保障上の理由から行ってきた政策である。同じ民族同士であるから、当然、民族差別には当たらない。

同じように日本が、主権護持と国家安全保障上の理由から、日本の主権行使と安全保障に支障をきたす活動を行う外国人を排斥することは、主権国家の作用として当然許されることであり、人種差別ではない。

韓国は、長年、日本の大衆文化の流入を拒否・制限してきた。つまり多文化共生を拒否してきた。韓国内の文化政策をどのようにするかを決めるのは主権者である韓国国民であろう。

同じように、日本、その一部である川崎市を、多文化共生の街とするのか否かは、主権者である日本国民が決めることである。日本国民が多文化共生の街にすると決めた上で、親日的な外国人に手を差し伸べ「共に生きよう」と言うのはあり得る。しかし、韓国国民が、本国では正に日本文化を排斥している当の韓国の国民が、川崎市で「私たちの街川崎桜本は、多文化共生の街です。」「共に生きよう」と日本国民に向かって言うなどは（たとえば乙 33）、日本国民が主権者であることを蹂躪し、主客転倒させるもので、到底容認できない。韓国では韓国人が主権者、日本でも韓国人が主権者、と言っているに等しく、主権国家同士の対等性を否定する日本人差別である。

別に韓国朝鮮人は日本で政治活動をするなど言っているのではない。「多文化共生」「共に生きよう」を実現したいのであれば、韓国人なら韓国領事館前に行って韓国政府に対し「日本文化排斥政策をやめて、多文化共生を！」とか、「竹島の軍事力占拠をやめて、共に生きよう」と政治デモをしたらよい。北朝鮮人なら朝鮮総聯前に行って「ミサイル反対！ 平和が一番」とデモをすればよい。しかし外国人なのであるから、日本国民が決めるべき日本国内の施策、日本の国益に反することを求める政治活動をする自由は保障されない。日本の安全保障法案に反対するデモを桜本で韓国人北朝鮮人が行ったのは容認できない。日本を無防備にさせて韓国北朝鮮の利益を図る政治活動をしたいのであれば、韓国北朝鮮に帰って（または第三国で）行なうべきである。それは最高裁マクレーン判決が言っていることであり、差別でも何でも無い。

川崎市では、在日韓国朝鮮人の活動家が、左翼系政党と手を結び、行政に積極的に働きかけて、多文化共生の街づくりとやらの公金を注ぎ込ませ、その事業を在日韓国朝鮮人が運営主体となっている法人に委託させ、税金が在

日韓国朝鮮人のために使われる構図となっている。つまり、川崎市政は主権者ではない外国人勢力に乗っ取られて食べ物にされている。前記の日本の安全保障法案に反対する外国人のデモの準備も、市の施設で行われたとの情報があるが、市は明らかにしない。つまり川崎市は、国益を損なう外国人勢力によって浸食され汚染されている。このように市政を歪める外国人勢力を排斥し、日本の地方行政を主権者国民の手に取り戻すことが、日本浄化である。

外国人である在日韓国朝鮮人が、主権者としての権利を平等に行使したいのであれば、日本に帰化するか、韓国・北朝鮮に帰るかすればよい。そのどちらもしないで自らの意思で日本で外国人として生活する以上、主権者と同等の権利は無いことを甘受しなければならない。それを甘受しないで、同等の権利が無いのは日本による差別であるとして、日本を延々、延々、いつまでも加害者呼ばわりし続け、本来外国人に与えられない権利利益を要求し続けるのは、不当な在日特権を要求する反日行為である。

このような意見をデモで表明する日本国民に、「ヘイトスピーチ」「レイシスト」「排外主義」とレッテルを貼って、デモを実力で妨害する外国人と左翼勢力がいる。そのような行為を行う外国人は、日本の民主主義を破壊する者であるから、入管特例法を廃止して、退去強制すべきである。

入管特例法の廃止については、訴状13～15頁に記載したとおりである。尚訴状には書き漏らしたが、在日はサンフランシスコ条約発効時、一片の通知により日本国籍を一方的に剥奪されたという在日側の歴史主張があるが、事実韓国との合意による喪失であり、在日の意思に反してなされたものではないから（甲41）、嘘である。

日本から反日活動をする外国人を排斥し、親日的な外国・外国人との友好関係を深めていこう。

（川崎デモの趣旨概要、以上）

（6）小結

以上の川崎デモの趣旨・政治的主張を前提に、コール文を見れば、人種・民族という属性を理由として一律に蔑視・排斥する不当な差別（ヘイトスピーチ）でないのは明らかである。

デモ主催者（原告1）は、ヘイトスピーチと誤解されないよう、排斥したい対象者をただの「在日」「朝鮮人」「外国人」と言わず、その都度しつこいほどに、排斥の事由となる言動を付けて限定している。たとえば、被告が答弁書3頁で引用している例で言えば、

- 1)「嘘と捏造で、日本に居座り、日本人にユスリ・タカリを繰り返すザイニチ」とは、在日のうち「嘘と捏造で、日本に居座り、日本人にユスリ・タカリを繰り返す」人々を指す。
 - 2)「日本を貶め、日本人の先祖を貶めるザイニチ」とは、在日のうち「日本を貶め、日本人の先祖を貶める」人々を指す。
 - 3)「犯罪を犯し、反日行為を繰り返すザイニチ」とは、在日のうち「犯罪を犯し、反日行為を繰り返す」人々を指す。
- という具合である。

被告は、この言論がヘイトスピーチ・ヘイトデモであって許されないと言う。つまり、日本人は在日韓国朝鮮人の一部活動家や犯罪者の在留資格について、何の批判も意見も言うてはいけないということである。日本国民が日本の法制度について（それも主権や安全保障に関わる法制度）、改廃の主張をするなど言うのであるから、正に日本の主権を否定し、日本が韓国朝鮮の属国になる事を希求していると言うより他は無い。だから「反日」だと川崎デモは言っているのであり、これは根拠のある主張である。

4 川崎デモがヘイトデモではないこと その2

～一部の一見不穏な言動について～

(1) ヘイトスピーチは一部、ヘイトデモは全体であること

ヘイトスピーチと「ヘイトデモ」は異なる。デモの多くの参加者のうち1名だけが、ヘイトスピーチを口にしたからと言って、デモ全体が「ヘイトデモ」になるわけではない。それはせいぜい「ヘイトスピーチを伴ったデモ」に過ぎない。デモ全体が「ヘイトデモ」であるというためには、デモにおける言動やプラカード等のメッセージ（デモの趣旨）が全体としてヘイトスピーチである必要がある。たとえば、街宣車のスピーカーで繰り返し唱えられるコール文の主要部分がヘイトスピーチから成るとか、あるいは、コール文はヘイトスピーチでなくても、その余の参加者の発声やプラカード等がヘイトスピーチで、その量が本体のコール文を凌駕するなどである。

しかし被告は、ごく一部でもヘイトスピーチらしき言動があれば、そこだけを切り取ってデモ全体が「ヘイトデモ」であるという虚偽を拡散してきた。

たとえば被告は、本件デモを桜本で実施させないための仮処分（御庁平成28年（ヨ）第42号。乙1。以下「本件仮処分」という）の申立て（甲58）に当たり、ヘイトデモが12回行われたと主張したが、その根拠として、各デモの趣旨を疎明する資料を一切提出していない。提出したのは、デモの

タイトル一覧表（甲１６）と、２０１６（平成２８）年１月３１日のデモ（第二弾デモ）出発前の集会における２名の発言から、文章にして各５行のみである（甲５８の３頁）。

そのうち１つはデモ主催者（原告１）の発言（真綿で首を絞めてやる云々）であるが、これはヘイトスピーチではない（後述）。もう１つは参加者による当日発言で（ゴキブリ朝鮮人は出て行け云々）これはヘイトスピーチの候補になり得るが（後述）、時間にして４分弱に過ぎない。つまり、それ以外にはヘイトスピーチは無かったのである。集会で一番長くスピーチしたのは在特会の川井氏であるが、川井氏の長いスピーチにもヘイトスピーチは全くない（甲３１の２）。

演説出発前の集会が３０分、デモ行進が１時間３０分、計２時間の街宣活動があったとして、その中で参加者の１名だけが４分間弱「ヘイトスピーチ」（仮）を言ったからと言って、街宣活動全体が「ヘイトデモ」になるわけではない。

しかし、被告は、その２名の発言があたかもデモの全てでありデモの趣旨であるかのように申立書に記載した。そして、川崎デモの言論封殺を目論む神奈川新聞の記事（特に石橋学記者によるもの。甲６３）を疎明資料とした（甲１７）。神奈川新聞の記事は、被告と同じく、デモの趣旨を一切報じず、デモ中の一部の不規則発言だけを文脈から切り離して、あたかもそれがデモの趣旨であるかのように報じる、歪曲・捏造報道である。多少なりとも報道機関としての自覚があるマスメディアであれば「保守系デモ」と記すところ、神奈川新聞は毎回いきなり「ヘイトデモ」と呼び、そう呼ぶ根拠を示さないか、趣旨と関係ない不規則発言だけをクローズアップしてきた。それが、カウンターがデモ参加者をクズ呼ばわりして妨害するのに対する怒りの発言であっても、そのような事情は一切報じなかった。被告は、そのような歪曲捏造報道である神奈川新聞の記事を疎明資料にして、本件仮処分申し立てを行ったのである。

実物を見られたい。２０１６年１月３１日デモ（第二弾デモ）の記事は「体張り差別阻止 川崎・桜本 ヘイトデモ許可に疑問」という見出しがつけられ、第１段落は「在日コリアンが集住する川崎市桜本地区を標的にしたヘイトスピーチデモが３１日、同市川崎区であり、大規模な抗議行動が展開された。地域住民や市民団体、ヘイトデモに反対するカウンターら約５００人が

集まり、デモ隊の前に立ちふさがった。集住地区への侵入は目前で阻止されたものの、「在日の街」を目がけた差別デモが許可されたこと自体への批判が高まった。」である（乙63）。この記事全体の中で、デモ隊の言動についての記述は「『嫌いな朝鮮人に何を言ったって構わないんだ』と差別言動を叫びながら大通りを進むヘイトデモの一団」という部分だけである。これを読んだ読者は、この日のデモは街宣車と参加者が口々に「嫌いな朝鮮人に何を言ったって構わないんだ」と連呼して行進する様を思い浮かべるであろう。しかし、実際のデモの全容は、今般提出した動画と文字起こし（甲30、甲31の1と2）のとおりである。記事中の言動がどこに収録されているのかわからない。街宣車は、コール文（甲23）をひたすら反復しているだけである。救急車が通るので街宣車コールを中断した時に、カウンターはお構いなしに「ヘイトデモ中止！」等と拡声器を使い続けていたので、それを批判するアドリブを入れたぐらいである。カウンターの方が逆に「帰って酒飲んで死ねボケ」「さっさと死んじまえこの野郎オイ！」などと拡声器で罵っている（甲30の動画ファイル③「デモ_03 デモ行進 1」の7分23秒～、ファイル⑥「デモ_06 デモ行進 4」9分00秒～、11分25秒～ 他）。

動画と文字起こしから明らかなように、デモの趣旨は反日勢力への抗議デモ、反日活動をする外国人の排斥を訴える保守系デモであって、これを民族を理由とする差別煽動の「ヘイトデモ」と呼ぶのは、完全な虚偽である。

レオナルド・ダヴィンチの「モナリザ」には、背景に山が描かれているが、だからと言ってあれを「山の絵」と言うのは虚偽なのと同じである。知らない人は「山が主題の絵」を思い浮かべてしまうから、それは誤った情報伝達であり、たとえ本当に山が描かれていたとしても、やはり「虚偽」である。

（２） 本件仮処分申立に記載された原告１の発言について

被告は、本件仮処分申立書に、デモ前集会でなされた２名の発言を記載している。

ひとつはデモ主催者（原告１）による「帰ればいいんだよ、おまえら。一匹残らずたたき出してやるからよ、日本からよ。何が『桜本を通すな』だよ。ここは日本なんだよおまえらの好き勝手にはさせねーぞ、こら！」「絶対に許さないからよ。これから存分に発狂するまで焦ればいいよ。じわじわじわじわ真綿で首絞めてやるからよ。１人残らず日本から出て行くまでな、分かったか」（甲58の3頁。以下「原告１発言」という）である。

被告は、発言の一部だけを切り取っているが、その前後の状況は動画と文字起こしのとおりである（甲 30 のファイル「01 デモ前の集会 1」の 9 分前後と、ファイル「02 デモ前の集会 2」の 24 分 23 秒前後。甲 31 の 2 の 2 頁と 10 頁）。

つまり、カウンターが多人数で、デモの出発前から公園を取り囲み、無許可で拡声器を用いて怒号を浴びせながら、デモ隊が出発したら出口を塞いで妨害してやろうと待ち構えている状況である。したがって、原告 1 が「おまえら」と呼んでいるのは、目の前で違法な妨害カウンター活動をしている人々である。

原告 1 が「絶対許さないからよ」と言っているのは、デモを実力で妨害する行為、特に、2015 年 11 月 8 日のデモ（第一弾デモ）で桜本を通るコースの許可を取ったのに、カウンターが実力で妨害して桜本への行進を不可能にし、コースを無理やり変更させた行為に対して言っている（甲 58）。第一弾デモは、その 2 ヶ月前に在日韓国朝鮮人（外国人）の団体が桜本で日本の安全保障関連法案に反対するデモを主催実行したから（甲 70）、同じ桜本でのデモを企画したものである。桜本では、外国人はデモをしてよいが日本人はしてはいけないという、日本人差別としか言いようのない理不尽に対して「絶対に許さないからよ」と言っているのである。単に、民族差別で蔑視しているだけの相手に「絶対に許さないからよ」などと言うはずが無い。「許さない」のは、相手の具体的な行為に対する反発である。

そして、川崎デモの趣旨の一つは、デモを妨害するような外国人は、マクドナルド判決に照らしても当然退去強制されるべきであるから、それが入管特例法のために出来ないなら、入管特例法を廃止して退去強制を実現しようという主張である。

したがって、原告 1 発言の「これから存分に発狂するまで焦ればいいよ。じわじわじわじわ真綿で首絞めてやるからよ。1 人残らず日本から出て行くまでな」というのは、これから入管特例法を廃止して、違法カウンター参加者を全員強制送還するまでの長い過程のことを指している。長い時間がかかるから「じわじわじわじわ真綿で首絞める」という表現になるのである。本当に身体生命に危害を加える意味であるならば、「今すぐ首絞める」になるはずであり、わざわざ人を殺せない「真綿」など使う必要は無い。

その証拠に原告 1 は、この後カウンターに向かって「おい、中指立ててどうした！ どういう意味？ 殺すって意味だよなあ。俺たちはおまえ達なん

か殺して、手エかけて、自分の手を汚すようなことはしないよ。合法的によ、おまえ達が、発狂しながら、自分たちが言ってるヘル朝鮮に帰ってくことを、粛々とやるだけです。」と述べている（甲31の2の11頁）。

本件仮処分申立のために陳述書（甲62）を作成提出している〇〇〇〇氏が、同年6月2日、原告1に直接「私の首を絞めますか。真綿で首を絞めますか」と尋ねたところ、原告1は「あなたのような人を相手に犯罪を犯して、牢屋に入るようなバカなことはやりません。以上！」と答えている（甲42）。

以上のとおり、原告1発言は、違法な妨害カウンター行為を繰り返す外国人を、入管法を変えて退去強制させてやるという趣旨であるから、民族という出自を理由に排斥する不当な差別煽動（ヘイトスピーチ）ではない。

マクリーン判決は、マクリーン氏がベトナム戦争に反対するデモに参加したことを理由に、日本から出て行かせた判決であり、マクリーン氏の出自を理由に差別したヘイト判決ではないのと同じである。

（3） 本件仮処分申立に記載された田村氏発言について

（ア）はじめに～田村氏発言

被告が本件仮処分申立書に記載したもう1つの発言は、在特会所属の田村氏による「敵国人に対して死ね、殺せ、こんなのは当たり前なんですよ。」「朝鮮人は我が国にとって敵であります。敵に対して出て行けだの、死ねだの、何を言ってもこんなものは差別に当たりません。ヘイトスピーチなんて言葉に惑わされてはいけません。皆さん、堂々と言いましょ。朝鮮人は出て行け！ 朝鮮人は、ゴキブリだ！ ゴキブリ朝鮮人は出て行け！何を言っても構わないんです！」（甲58の3頁。以下「田村氏発言」という）

田村氏発言の全容、より正確な反訳は甲31の2の9頁にある。

（イ）川崎デモの趣旨とは異なること

田村氏発言の中には、「死ね、殺せ」という単語が出てきており、ヘイトスピーチの候補になろう。川崎デモは初めからそれら単語の使用を禁止して、初期の頃は毎回告知文に禁止の旨を記載していた（乙7、乙8、乙9、乙11）。やがてそのような発言が収束したので、告知に記載する必要もなくなった。

したがって、そのようなことを趣旨とするデモではないから、格別、田村氏発言を擁護したい立場ではない。デモ主催者（原告1）は、田村氏発言の

最中にストップをかければ良かったと後悔している。(わざわざ参加してくれた人に苦言を呈しにくいのは、右派も左派も関係ない人情であろう)。

とはいえ、厳密に言えば、田村氏発言をヘイトスピーチと認定し表現の自由の保障の埒外とすることは難しいだろう。以下に詳述する。

(ウ) 罵声と差別の違い

ま「死ね」「殺せ」「ゴキブリ」という言葉は、カウンター側の側も使っている。

ヘイトスピーチ規制の先頭に立ってきた有田芳生参議院議員は、“ネトウヨ”を堂々と「ゴキブリ」「ボウフラ」呼ばわりしているが、それは罵倒語ではあってもヘイトスピーチではないと言っている(甲39)。

カウンター運動の先駆者の野間易通氏は、2013年に桜井(高田)誠氏の似顔絵の横に「ヘイト豚死ね!」と書いた大きな横断幕を作ったことで知られるが、それは罵り合いであるが差別ではないからヘイトスピーチではないと述べている(甲37)。

2013年当時、沿道のしばき隊は「うんこすぎる」「全員殲滅してやる」「全員ぶっ殺してやる」などとデモ隊にアナウンスをぶつけていた(甲37)。

結局、「ぶっ殺す」「死ね」「ゴキブリ」等は悪質な言葉ではあるが、その本質は「憎悪」「脅迫」「侮蔑」であることにあるところ、ヘイトスピーチの悪質性は、出自等の属性を理由にする差別であることに本質があるから、両者は違うということであろう。

したがって、田村氏のスピーチに単に「死ね、殺せ」「ゴキブリ」という単語が出てきたことをもって、ヘイトスピーチとは言えない。

(エ) 時代背景—ヘイトスピーチ対策条例、立法

そもそも、田村氏発言が何故この時期になされたかを考えなければならない。田村氏発言は2016年1月31日である。

しかし、「殺せ」「死ね」「ゴキブリ」等の過激な言葉は、在特会が2013年2月、3月頃まで多用していたようであるが、カウンターを始めとする市民の猛反発を受け、国会議員も問題視して国会内集会を催し、マスメディアも大きく取り上げ問題視したことで、既に同年中には、在特会自ら「殺せ等のコールは不要です」とデモ告知に記載するようになっていた(甲38)。川崎デモでも2013年5月の最初から「死ね」「殺せ」は「遠慮」ないし「厳禁」と、告知で呼びかけていた(乙7、乙8、乙9、乙11)。被告は、20

14年の著書で、カウンター成果として「殺せ」などの発言にブレーキがかかったことを述べている（甲38）。

これらのことからすれば、田村氏が、今さらこの時期に「死ね」「殺せ」と大量虐殺（ジェノサイド）を煽動する趣旨でスピーチしたとは考えられない。

田村氏自身がスピーチで触れているように、当時、大阪市内で「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」が1月15日に可決成立し、また国会でもヘイトスピーチ規制の立法化が進められていたから、田村氏発言の趣旨は、それらの規制に反対する立場から、どのような言論がヘイトスピーチに当たるのか当たらないのかの意見を述べることにあったと解釈するのが相当である。だから、最も過激な「死ね」「殺せ」「ゴキブリ」という表現を敢えて挙げたものと思われる。

（オ）法律上のヘイトスピーチに当たらないこと

田村氏発言を要約すれば、「北朝鮮と韓国は我が国の領土の不法占拠等をしている敵国である。敵国人に対して死ね殺せと言うことは当たり前で、歴史的に各国がしてきたことであり（日本も戦争中に Kill Japs と言われていた）、差別に当たらない。ゴキブリ朝鮮人は出て行けと言っても、ヘイトスピーチに当たらない。」である。

つまり、敵国（すなわち現状は有事）という認識を前提に、そのような有事にあつては、国籍を理由に排斥や侮蔑を口にすることは許されるという意見である。

当時存在した差別禁止の法規範は、憲法14条、人種差別撤廃条約、大阪市内ヘイトスピーチ条例であるが、いずれも、国籍を理由とした差別には直接の適用がない。その後成立したヘイトスピーチ解消法も同様である。2019年12月に成立した川崎市の罰則付き条例だけが、国籍による差別を罰則をもって禁止している（このため違憲の疑いが濃厚である）。

平時でも、各国は、出入国管理法により自国に有害と思う外国人を排斥している。ましてや有事には相手国の国民を、国籍を理由に、異なる取り扱いをせざるを得ない。有事の際にどこまでの言論が許されるかなど、国会も川崎市議会も議論していない。

そうすると、（もちろん、「死ね」「殺せ」「ゴキブリ」などという文言は、在特会であろうとカウンターであろうと慎むべきであり、これを聞いた韓国人、北朝鮮人が恐怖や不安を覚えるであろうことも争わないが）、田村氏発言

は法律上のヘイトスピーチには当たらないと言わざるを得ない。

5 川崎デモがヘイトデモではないこと その3

～本件デモ当日のプラカードについて～

(1) 事前の告知と当日のチェック

主催者である原告1は、事前の告知で「『悪法も法なり。』 上記を實踐できない方の参加はお断りします。今回のデモは悪法である『本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律』施行後初のデモです。」「悪法だからと法を無視すれば、福田紀彦川崎市長や、パヨク、劣化サヨクと同じになってしまいます。上記を良く認識してデモを行いましょう。」「絶対に違法行為はしない。皆さんは誇りある保守です。勿論、ヘイトスピーチ解消法にも従ってください。【悪法も法なり】です。」と呼び掛けた(甲8)。

この点、被告は答弁書で、告知文の上記記載を否認するような認否をしているので、念のため、本件デモ直後に3名の第三者(川崎デモ関係者でないことは記載から明らか)のウェブサイト上に上記文言が転記されているのを証拠として提出する(甲54～56)。

このように、原告1は、ヘイトスピーチ解消法施行後、初めてのデモであり、悪法ではあっても法律は守らなければならないので、デモ行進開始前に掲示物のチェックをしてから掲示、掲揚を始める計画であった。そのため、「旗、幟、プラカード等の掲示物は、指示が有るまで、掲示、掲揚しないで下さい」と告知文で指示した(甲8)。チェック場所は、公園の使用が川崎市長により不当に不許可とされたため(不許可処分につき国家賠償請求訴訟中)、仕方なく、デモ行進開始場所となる、労災病院の北側辺で行う予定であった。

ところが、当日は訴状で述べたとおり、デモ開始地点まで移動することすらも叶わず、原告1はもみくちゃにされ、大混乱で、カウンターのみならず警察とも対峙しなければならない状況であり、原告1は、プラカードの一部は視界に入ったものの、それをチェックできるような状況ではなかった。

そのような中で、当日参集したデモ参加者の一部が、文脈から切り離して解釈すれば差別と受け止められかねないプラカードを掲揚したからと言って、本件デモ自体が「ヘイトデモ」となるものではない。

また仮に、もし本当に、専ら人種差別煽動を目的とするプラカードを掲げている参加者がいたとしても、当該プラカードの掲揚を止めさせればよいだけであり、デモ全体を中止させる必要は皆無である。

（２）「超汚染塵」「超銭神」

被告はこれらの文字が書かれたプラカード（乙４９）がヘイトスピーチであると主張するが、争う。

このプラカードは、中心に福田紀彦川崎市長の顔が配置され、福田市長が吹き出し入りのセリフで「朝鮮人の」「朝鮮人による」「朝鮮人のための」「川崎を！！」というリンカーン演説のパロディを唱え（手には韓国の国旗を持っているようである）、その状況を風刺的にとらえたタイトル「ここはカンコク??」が上部に記載されているものである。

そして、前述のとおり、川崎デモの趣旨の一つは、「国家（その一部である川崎市）は主権者である国民によって統治されるべきである。韓国は韓国人が統治し、日本は日本人が統治するのが、主権国家本来の美しい在り方である。しかし、韓国は国益を損なう外国人を排除して韓国人による統治をしているのに、日本は国益を損なう外国人を排除できないばかりか、特に川崎市は、国益を損なう外国人が市政の一角に食い込み、税金がそのような外国人に流れるようになっている。つまり川崎市は、国益を損なう外国人勢力によって浸食され汚染されている。そのような国益を損なう外国人を排除し、日本を主権者国民の手に取り戻すのが日本浄化である。」ということである。

そうであるから、このプラカードに言う「朝鮮人」は、朝鮮人全員ではなく、「日本の主権を汚染している朝鮮人」である。だから「朝鮮人」の部分で、「汚染塵」「銭」という文字に置き換えて風刺したものであろう。朝鮮人全員が汚いという意味ではない。朝鮮人が、その本国である韓国や北朝鮮で主権を行使するのは、汚染でも何でもない。日本に住む在日朝鮮人が、日本人の主権を尊重して友好的に在留しているのは、汚染でも何でもない。しかし一部の在日朝鮮人が、日本で日本人の主権行使に浸食して日本の国益を損なっているから、その状況が汚染だと言っているのである。原告１は川崎デモの主催者として、「汚染」をそのような意味で用いてきたから、このプラカードもそういう意味としか取りようがない。

もともと、もし本件デモが予定どおり行われ、このプラカードを原告１が事前チェックできていたら、被告が言うような「ヘイトスピーチ」との言いがかりを防ぐため、このプラカード掲揚を許可しなかったかも知れない（表現の自由の萎縮効果）。ただこの参加者は、このプラカードが「ヘイトスピーチ」に当たらないと考えて参集したのであろうし、それはある意味当然である。なにしろ「行動保守カレンダー」で告知したデモというだけでの理由で、

神奈川新聞や特定政党やカウンターらが「ヘイトデモ」と認定し、国会議員が「ゴキブリ」「ボウフラ」とツイートし、カウンターが「レイシスト!」「クズ!」「ゴミ!」「豚」「恥」「死ね!」「帰れ!」と罵声を浴びせてきて、そう言う国会議員やカウンターが「ヘイトスピーチは許さない」と言っているのであるから、「汚染」「塵」くらいではヘイトスピーチに当たらないと考えるのは、ごく自然であろう。

(3)「基地外朝鮮人」

被告は「基地外朝鮮人」と書かれたプラカードがヘイトスピーチであると主張するが、争う。但し「基地外」が侮蔑語であることは争わない。

このプラカードの全容が不明であるが、「基地外朝鮮人が謝罪したことはありません」と記され、拉致被害者横田めぐみさんの写真、その他が貼り付けられているようである。そうすると、これは川崎デモの趣旨の一つである、「『日本は朝鮮に悪事を働いた加害者であり、朝鮮人は被害者であるから、日本は朝鮮人に謝罪し、賠償しなければならない』という朝鮮人の歴史認識にアンチテーゼを突き付ける」という趣旨のプラカードであろう。「日本人こそ朝鮮の被害に遭ってきたのに、朝鮮人が謝罪したことは無い」と言い返しているプラカードである。

「基地外」は余計な侮辱語であろうが、北朝鮮がした拉致犯罪の被害の過酷さ、甚大さ、それに対する北朝鮮と朝鮮総聯の不誠実極まりない態度、それを棚に上げて朝鮮学校が日本に補助金を要求する態度が、多くの日本人には全く理解できないことであり、全く理解できない行動を取る人のことを「基地外」と呼ぶのは、少なくとも「基地外」という言葉の用法としては正しい（侮蔑語ではあるが）。民族や出自を理由とする不合理な差別でないことだけは確かである。

(4)「暴れるな朝鮮人」

被告は、「暴れるな朝鮮人」という横断幕がヘイトスピーチであると主張するが、争う。

「暴れる」がカウンターの妨害行為を指しているのは状況から明らかである。

川崎デモの趣旨の一つは、「日本人の適法なデモを実力で妨害する無法者カウンターは、反日左翼売国奴と反日外国人から成る。反日左翼売国奴はもちろん許し難いが、国外退去にはできない。」しかし反日外国人（そのほとんど

は在日韓国朝鮮人)は、マクリーン事件判決に照らし、当然退去強制にするべきである。入管特例法によりそれが出来ないなら、入管特例法を廃止すべきである。廃止の必要性を日本社会に訴えるには、デモ妨害者が外国人であることを広く知らせなければならない。」ということである。

したがって、この横断幕の趣旨は、「暴力でデモを妨害する朝鮮人は、妨害行為をやめろ」ということであろう。もちろん「朝鮮人」が全ての朝鮮人を指すわけではなく、「暴れている朝鮮人」だけを指しているのは、その文言から明らかである。「暴れている朝鮮人は暴れるな」と書くのは冗長だから、普通そうは書かないだけのことである。

(5)「帰れ！半島へ」

被告は、「帰れ、半島へ」(乙20)というプラカードがあり、これはヘイトスピーチであると主張するが、否認し争う。またも、悪意による切り取りのヘイト捏造、虚偽の事実主張である。

乙20に明らかなおとおり、プラカードの全文は「帰れ！ 帰れ！ お前が帰れ！ 半島へ」である。

「お前が」の「が」という助詞が、この文章の意味を明確に表している。カウンターがデモ隊に向けて「帰れ！ 帰れ！」と連呼して違法にデモを妨害するから、それに対して、「帰るべきなのは我々ではなくてお前の方だ」「帰れと言うお前の方こそ帰れ」と言い返す用法としての「が」である。したがって、この文章から「お前が」を削除しては、全く意味が違ってしまう。

被告は、故意に「お前が」を削除し、「帰れ！半島へ」という部分だけを切り取り、まるで在日朝鮮人は全員日本から出て行けと訴えるデモであるかのように、事実を作り替えている。これは虚偽である。事実上、違法なカウンターを行う外国人こそ国に帰れという意味である。違法行為を理由にする排斥であり、差別でも何でもない。

(6)「在日は大嘘つき」

被告は、「在日は大嘘つき」(乙19)というプラカードがヘイトスピーチであると主張するが、争う。

原告らはこのプラカードの「大嘘」が何を指すか正確には知らないが、これまで述べたとおり、歴史認識ひとつにしても、在日イデオロギーは事実と反することがまことしやかに喧伝されてきたものであり、それに対する対抗

言論である。「在日は被害者である。」と「在日」が言うから（例、甲40）、それに対して「違う。在日は被害者ではない。在日は嘘つきだ」と言い返しているのである。テーゼで「在日」と集合名詞を用いるのは許されるが、アンチテーゼで「在日」と集合名詞を用いるのは人種差別で許されない、とする道理はない。

川崎デモ自体も「在日はヘイトデモの被害者だ」と嘘をつかれてきた。実際には、言論を妨害されて被害を受けてきたのはデモの方であるから、大嘘である。このプラカードはそれも含めての「在日は大嘘つき」かも知れない。

（7）小結

以上のとおり、一見不穏な言動やプラカードに着目しても、川崎デモは「ヘイトデモ」ではない。それにもかかわらず、行動保守カレンダーで告知したというだけの理由で、あるいは原告1が主催者だというだけの理由で、一律問答無用に「ヘイト」認定をされ、デモで一言も発しないうちから「帰れ！」の連呼を受け、妨害される被害に遭った。

そのような理不尽な、思想差別、言論弾圧の動機に基づく威力業務妨害であるから、その違法性は顕著である。そのことによって受けた精神的苦痛もまた甚大である。

第5 「正義」の確信犯であることの違法性、これによる損害

1、総論

被告は川崎デモを、行動保守カレンダーで告知するデモだというだけの理由で、あるいは原告1が主催するデモだというだけの理由で、無差別一律に「ヘイトデモ」と認定して、その演説を騒音でかき消し、あわよくば中止に追い込むなど、デモの正常な実施を実力で妨げることが正義であると考え、その危険思想を世に広めてきた。

自分が正義と考えることであっても、法で禁止されることをしてはならない。これが民主主義社会のルールであり、このルールがあるから人権が保障される。なぜなら、人間は不完全な存在であり、各自が持っている情報は限られているし、認知のバイアス、思考のバイアスもつきものであるから、何が本当に正義なのかは、社会の他の構成員の意見も聞いて、様々な観点から検討しなければわからないからである。

それをしないで、自分が正義と考えたことイコール最終的に是認される正義（絶対の正義）と考え、それを私的に実行して、他者の権利を侵害すると、

正義と考えているため歯止めが聞かず、時に非常に大きな被害をもたらす。だから、自力救済は許されないのである。

そのルールを破ったところに、カウンター、そしてそのリーダー格の被告の違法性の強さがある。

日本の犯罪史上まれにみるヘイトクライム、津久井やまゆり園事件を犯人が引き起こした原因は、重度障がい者に対する極端な差別思想だけにあるのではない。自分が正しいと思ったことを私的に実行してよいと思ったことにある。どんなに恐ろしい思想も、実行しなければ被害は発生しない。私的に実行して良いという思想こそ、被害を発生させる最も危険な思想である。

本件は、「正義」の確信犯による不法行為であるから、違法性が殊更に強いものである。

2 被告が「正義」の確信犯であること

- (1) 被告はシットインを賞賛する著作を2014年に発表し(甲38)、本件デモ直後に『民衆の正義』は時に『法の正義』を乗り越え、作り替えるのだろう」とツイートで絶賛した(甲27)。
- (2) 被告は自分のツイッターのヘッダー画像に、シットインする人々に干渉する警察官を被告が手で遮っている写真を採用している(甲43)。被告はこれほどにシットインを擁護賞賛する、日本有数のシットイン主唱者である。
- (3) 本件デモを中止に追いやったカウンターの妨害行為は、その直後から全国のリベラル派の弁護士から批判された。これら弁護士は実情を知らされず、行動保守イコール「ヘイトデモ」と思い込んでいる左派弁護士であった。それでも尚、デモを実力で封殺するのは間違っていると、当たり前の批判をインターネットで表明した。そうしたところ、いちいちこれに反論し、カウンターによる中止を全面的に正当化したのが被告である。
- (4) 高島章弁護士は6月5日、「私はヘイトスピーチやヘイトデモは撲滅すべきだと思っている。しかし、このたびの川崎デモの妨害行為は行き過ぎだろう。日本も川崎市も法治国家だと思うのだが」とツイートした(甲46)。別に被告を名指しして批判したわけではない。しかるに被告は翌6日、「高島さんは、ヘイトスピーチ問題の解決に努力しないだけでなく、解決に身を投じている人々を攻撃し、その足を引っ張っている。」

と言いつ返した（甲47）。

（5）宮武嶺弁護士は、行動する保守を「レイシスト」と決め付けている左派弁護士であるが、同月6日、本件デモを実力行使で中止に追い込んだことは、思想・信条によって人権をないがしろにする行為だと、ブログで批判した（甲48）。すると被告は、ドイツの「人間の鎖」の写真をアップし「川崎のカウンターを批判する人は、世界標準を理解できないようだ」と言いつ返した（甲49）。

（6）猪野亨弁護士は、同月7日、ブログに「ヘイトスピーチデモを「警察と一体になって」阻止することの問題が問われている」を掲載し、警察黙認の下で集団で違法行為（道路に寝転ぶなど）をすることは、警察による弾圧を招き自分に跳ね返ってくると批判した（甲49）。すると被告は「警察が許可した以上、住民はそれに従えと言っているに等しい」と言いつ返した（甲52）。

（7）山口貴士弁護士は、同月19日、「警察に支援され、実力行使により、少数者の表現行為を抑圧したことについて、公民権運動等におけるシットインを例にして正当化することは難しい」と批判した（甲50）。

すると被告は、「事実を無視してヘイトを擁護し続ける山口貴士弁護士を強く批判する」と、シットインをアメリカ公民権運動を引いて擁護し（甲52の④⑤）、ネット上の論争のまとめを自らアップした（甲51）。

論争の中で被告は「民主的プロセスではデモは止まりません。」とハッキリ書き、実力でデモを止める意思を暴露している（甲51の2頁、甲52の③）。また被告は実力行使を正当化するため、「朝鮮人を殺せ」というヘイトスピーチを挙げていた（甲51の2頁。実際の川崎デモの趣旨は違ふのに、デマを拡散したものである）。また被告は、シットインは「レイシスト」に対して用いられたものだと言いつし（甲52の⑤）、厳格に定義された狭義のヘイトスピーチを止めるのではなく、被告が「レイシスト」認定した者の言動を全て止めるものだと言いつした。被告は「ガンジーの非暴力闘争」が川崎の運動に引き継がれていると言いつし（甲52の⑥）、カウンターの妨害を正当化し賞賛した。

（8）このように、全国の左派弁護士から自力救済への批判の声が上がったのに対し、積極的に反論してカウンターの妨害を正当化した被告の言動は、被告がカウンターの一員（共同不法行為者）であることの証拠であり、被告が確信犯であることの証拠であり、被告の違法性の強さの証拠である。

これらは、被告が違法行為を全く反省しておらず謝罪の意思の無いことの証拠でもあるから、原告らの精神的苦痛を一層深めるものである。

3、今日まで違法行為を賞賛していること

「正義」の確信犯は、正義だと思っているから、反省することがない。それにより、被害者の苦痛を一層増す。

被告が全く反省していないことは、本件デモから3年たった後のツイートでも明らかにされている。被告は2019年6月19日、「武蔵小杉は、2016年6月にカウンターがヘイトデモを初めて止めた地だ。カウンター運動勝利の地だと規定してよい。」とツイートし、デモを中止に追い込んだことを自画自賛した（甲44）。

この被告の態度は、京都朝鮮学校襲撃事件を起こした在特会の態度と全く同じである。在特会の当時副会長（現会長）は同年9月、「10年前の12月4日、関西の有志達が、50年もの間、京都朝鮮学校に不法占拠されていた勸進橋児童公園を、京都市民の手に取り戻しました。戦後、日本人が敵国から領土を奪還した初めての快挙です。」として「祝！ 勸進橋児童公園奪還10周年記念祝賀会」開催を告知した（甲44の2）。

違法行為をした加害者が何年たっても「初めての勝利の地」「初めての快挙」などと自画自賛することほど、被害者の気持ちをえぐることは無い。このような反省の無さは、被害者を冒涇するものであり、決して許されない。このような反省の無さは、「正義」の確信犯であることに由来する。

この点を汲んで、慰謝料を加算し、請求を満額認容していただきたい。

第6 答弁書23頁～37頁3行目に対する認否反論

「(1) デモ中止に至る経緯」(23頁～) に対し

- ① 「多文化共生の政策は広く市民に支持され」を除き、特に争わない。
- ② 青丘社がそのように自称しているという限度で認める。実際には、原告らが「社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動」として川崎デモを行うことを違法に妨害し、原告らの個人の尊厳を認めず、原告らを川崎市から排斥するカウンター活動の中心にいる法人である。
- ③ 第1段落と第2段落は、「行動する保守運動」が桜井誠氏を代表とする団体であるとの点は否認する。原告1は単に「行動保守カレンダー」(乙6)を利用してデモの告知をしていただけであり、桜井誠氏が代表を務める団

体には属していない。在特会の悪名が広まっているのを奇貨として、原告1が、あたかも在特会会員であるかのように印象付ける虚偽記載であり、問題である。

「朝鮮人 首吊れ 毒飲メ 飛び降りロ」等の過激な憎悪表現は、事実あったのかも知れないが、2013年2月か3月頃まで在特会が多用していた言動であり、その頃カウンターの人々等の努力により鎮静化した表現であるのに、あたかも現在も続いているかのように主張するのは、意図的な印象操作（虚偽）であると考える。憎悪表現はカウンター側も酷いし、しかもそれは「ヘイトスピーチではない」とカウンター側が主張していることも前述した。

第3段落と第4段落は、東京地裁平成29年判決で在特会の過激な憎悪表現が認定されていることは認めるが、いずれも、2009年、2013年2月、3月の言動である（乙5の7～8頁）。多数の市民、被告、しばき隊の野間易通氏、参議院議員の有田芳生氏らの努力で世論が動き、以後、行動する保守側も、殺す等の過激な表現を控えるよう自重するようになった。それにもかかわらず、「行動する保守」カレンダーに告知を載せるだけで「ヘイト」認定して、カウンターが参集して、演説を聞きもしないうちから騒音とシットインと時に暴力で妨害する暴走が、逆に問題となっているのが本件訴訟である。

第5段落（行動する保守カレンダー）は認める。

- ④ 特に争わない。尚、カウンター側もしばしば暴力行為に及び（甲15）、逮捕、有罪判決もしょっちゅうである（甲67）。デモに火炎瓶を投げ入れるというツイートを知り（甲64）、原告1はわざわざ消火器を買ってデモに持参した。火炎瓶を投げ入れるとツイートした者は、自転車で在特会デモに突っ込んで逮捕されている（甲66）。反日暴力極左という論評は、このような事実を根拠にした論評である。
- ⑤ 「ヘイトスピーチデモ」との評価は争い、事実は認める。2015年9月、日本の安全保障関連法案に反対するデモを、外国人高齢女性（ハルモニ）が桜本で主催し、実施した（甲70）。外国人が日本の安全保障を損なう政治活動をするなど、マクリーン判決に照らしても絶対に放置できない。マクリーン氏はベトナム戦争に反対するデモに参加したことを理由に日本から追い出されたのであるから、この外国人ハルモニらに対する抗議も含めて、日本人が同じ桜本でデモをすることが、違法な人種差別になるわけがない。原告1は11月8日に桜本で開催するデモ（第一弾デモ）の許可

を取った。それにもかかわらず、カウンターと称する暴徒が、「桜本を通すな」「NO PASARAN（奴らを通すな）」と、威力業務妨害行為を行い、デモは桜本を進行できなかった。外国人は桜本でデモをしてよいが、日本人は桜本でデモが出来ないという、日本人差別の歴史がまた一つ増えたものである。

- ⑥ 認める。在日という属性だけで不当に差別する文言は1つも無い。
- ⑦ 「ヘイトスピーチ」という評価は争い、事実関係は認める。プラカードへの反論は既に述べた。
- ⑧ 争わない。法務局に人権侵犯事件を申し立てたのは〇〇〇〇氏である。川崎デモでの政治的意見の内容など一切調べず、カウンター側の過激な憎悪表現や違法なデモ妨害も無視して、デモ参加者がカウンターに言い返した断片的な文言だけを、〇〇〇〇氏や神奈川新聞が最大限「活用」して「ヘイト」のレッテル貼りキャンペーンを展開し、成功した結果である。
- ⑨ 争わない。ヘイトスピーチ対策の立法過程であるのに、「ヘイト」呼ばわりされ言論を規制される側である川崎デモ主催者や参加者の意見は、一切聴取されていない。結果的に理念法に留まったからギリギリ違憲とは言えないであろうが、罰則を科している川崎市条例は完全に違憲であろう。
- ⑩ 争わない。川崎市が本件デモの公園使用を不許可にし、警察が本件デモに対するカウンターの妨害を排除しなかったのは、西田参院議員のような権力者が「ヘイトデモが行われないよう対処することを川崎市と神奈川県警に期待する」と不当な圧力をかけたからである。重大な人権侵犯である。
- ⑪ 争わない。これら立法関係者は、川崎デモのコール文を見てもいないし、カウンターの過激な憎悪表現や違法な妨害も知らされていないことが、よくわかる。それらを知っていたら、本邦外出身者であることを理由とする差別などと法文に書くわけがない。
- ⑫ 争わない。
- ⑬ 争わない。「公園の利用に支障」を及ぼすのはカウンター側であるにもかかわらず、ヘイトスピーチが行われる蓋然性が高いとしてデモ側の公園使用を不許可にしたものであり、この時点でヘイトスピーチ解消法は施行されてもいないので法の遡及適用であり、明らかに違法な行政処分である。不許可処分を受けた原告1が川崎市長を被告として国家賠償訴訟を係争中である。
- ⑭ 認める。仮処分の審尋期日の呼出状が5月31日付けで、審尋期日が6

月2日で（甲58～60）、原告1は仕事の調整もつかず、疎明資料を準備する時間も全くなく、全然防御活動ができなかった。原告1が反論できないのをいいことに、被告は、神奈川新聞のプロパガンダ記事（甲63）と、青丘社の陳述書（甲61、62）だけを疎明資料として、民族の殲滅を唱えるヘイトデモだと大嘘をつき（甲58）、まんまと仮処分決定を騙取した。すなわちこの仮処分決定を出した裁判官は、川崎デモのコール文も知らないし、カウンターの違法な妨害も知らないし、動画も見ていない、つまり川崎デモについて何も知らないで出された仮処分である。しかし以後、仮処分決定が既成事実として、「ヘイトデモがあった」証拠として繰り返し用いられるのである。まさに「在日は嘘と暴力で在日特権を獲得してきた」実例である。

⑮ 「ヘイトデモ」という評価と末尾2行を除き、認める。

本件デモ中に渡された手紙の主は、本件仮処分で陳述書（甲62）を出している〇〇〇〇氏である。手紙（乙33と同趣旨）には「私たちは文句があるのではありません。」と書き綴っているが、実際には、裁判所で、国会で、法務局で、川崎市役所で、警察署で、デモ現場で、あらゆるところで「ヘイトデモの被害に遭った」と文句を言っている。

「共に生きようとラブコールを送っているのです」と書き綴っているが、それならば、共に生きたい相手が何かに怒ってデモまでしているのだから、何に怒っているのか耳を傾けそうなものであるが、それは絶対にしない。デモ主催者が何に怒っているかは、コール文で繰り返し言っている。〇〇〇〇氏に不都合な内容である。だから〇〇〇〇氏は絶対に耳を傾けず、それどころかそれを表明するデモまで封殺しようと、ヘイトスピーチとレッテル貼りをしてデモの中止を執拗に要求し、ヘイトスピーチ規制の政治活動をしているのである。

この「共に生きよう」「ラブコール」の欺瞞性と、常に自分を被害者、日本社会を加害者と置く見方を絶対に変えないことにより、同氏はいつそう多くの日本人の怒りを買ひ、ネットの攻撃が増したそうであるが、同氏はそれもまた「日本社会のレイシズムの被害」と訴え続けて、ついに2019年12月には川崎市の罰則付きヘイト禁止条例まで成立させてしまった。

どんなに自分に不都合な内容であっても、川崎デモの政治的意見は意見として、そのような見方、立場があることをひとまず認め尊重しない限り（ましてや外国人なのであるから）、〇〇〇〇氏への攻撃は止まないであろう。（原告らは同氏へのネット攻撃はしていないが）。被告も、〇〇〇〇氏

のような在日の人々への攻撃を止めたいのであれば、川崎デモをヘイトデモとレッテル貼りをして封殺する行為をやめる必要があることに、気付くべきである。

「(2) デモ中止後の事情」(35頁～)に対し

- ① 認める。
- ②～④ 争わない。
- ⑤ 認める。神奈川県弁護士会がこのような人権弾圧の会長声明を出したことは、弁護士会が人権擁護とは無縁の政治団体であることを証明するものである。「選挙運動に名を借りた確信犯的なヘイトスピーチが繰り返されたと報道されて」いることを根拠に、ヘイトスピーチ罰則化を求めているが、報道だけで、実際にヘイトスピーチが行われたと認定できるわけがない。事実は逆で、カウンターのC.R.A.Cが例によって初めから「ヘイト」認定し、選挙候補者を会場に入れない、拡声器で演説をかき消す等の公職選挙法違反を呼び掛け、C.R.A.Cの方こそ有罪覚悟の「確信犯」と宣言していた(甲53)。したがって会長声明はただのプロパガンダである。

神奈川県弁護士会は、本件デモが暴力的に中止させられたという重大な人権問題がお膝元で発生したにも関わらず、会長声明一つ出すでもなく、人権侵犯事件として調査するでもなく、3年間全く無関心で、挙句、時効直前に、京都の弁護士に被害の救済依頼が行ってしまったということだけでも、会として恥ずべきことであるのに、懲りずにこのような人権弾圧の会長声明まで出すのであるから、人権擁護を理由に自治を認める価値など無い、ただの政治団体である。

- ⑥⑦ 認める。川崎市の罰則付き条例は、カウンターがどんなに罵声を浴びせデモを実力で妨害しようとヘイトスピーチにならないが、デモ側が罵声で言い返したり入管特例法の廃止を訴えればヘイトスピーチになり罰則が科せられるという、究極の「在日特権」である。それは、「モナリザ」の背景だけを切り取って「山の絵」だとした本件仮処分申立ての虚偽を、繰り返して利用して得た代物である。つまり、「在日は暴力と嘘で在日特権を獲得してきた」という保守側の歴史認識に、また一つ、事実の根拠が加わったものである。

第7 答弁書37～47頁に対する反論

反論は、既に原告の主張として述べたことに尽きる。

被告の答弁書を読めば明らかなとおり、川崎デモを「ヘイトデモ」だと認定したと被告が主張する、ヘイトスピーチ解消法の国会も、デモ禁止仮処分の裁判官も、人権侵犯勧告の法務局も、公園不許可処分の川崎市長も、ヘイトスピーチを許さない署名の３万人の市民も、会長声明の神奈川県弁護士会も、罰則付きヘイト禁止条例の川崎市議会も、その誰も、本件裁判に提出されている川崎デモの生の事実の資料、一次的ソースなど、全然見ていない。

それら法律や条例や処分や声明や署名が、一次的ソース（たとえば甲１～３の動画、甲３０、３１の動画、歴代のコール文）を調べ、川崎デモの主張内容と、カウンターの違法な妨害の実態を理解した上で、ヘイトスピーチ規制と表現の自由の調整について慎重に吟味して出されたものではないことを、被告の答弁書が如実に書いてくれている。

彼等の見た資料は、カウンター勢力が「ヘイトデモだった」と言っている二次的資料ばかりである。仮に一次的資料があったとしても、文脈から切り離し、都合のいい所だけを抜き出して縫い合わせた虚偽資料だけである（たとえば乙１７の動画。「モナリザ」の背景の山だけを切り取って「これがモナリザだ」と言うのが虚偽なのと同じ）。

言い換えれば、本件裁判は、川崎デモで実際に何が起こっていたかについて、最も豊富な一次的資料が供されている初めての場かも知れない（川崎市長の公園使用不許可の国家賠償訴訟も並行）。

このように、本件は歴史的に重要な裁判である。日本国民が日本の法律や安全保障等について意見を表明することが出来ないのはおかしいという、当たり前のことを、判決に書いていただきたい。

以上